シリーズ **野木町のごみ処理**

問生活環境課 ☎(57)4246

⑲プラ容器として出せるもの出せないもの

プラ容器とは、商品の中身を取り出したり食べたりして不要になる、プラスチック製の容器や包装のことです。プラ容器にはほとんどの物に「プラマーク」がついています。今月は、プラ容器として出せるもの・出せないものについて再度詳しくお知らせします。

◆プラ容器として出せるもの（代表的なもの）

○飲料用ストローの個別包装（プラ製）
○インスタントコーヒーのふた（プラ製）
○植木ポット・苗木ポット（プラ製）
○お菓子等のビニール袋
○カップ麺の容器（プラ製・発泡スチロール製）
○緩衝材（発泡スチロール製、プラ製）
○薬（粉薬）の袋・容器（プラ製）
※裏の金や銀のシートはついたままでもよい
○靴の型崩れ防止の詰め物（プラ製）
○シャンプー・洗剤の容器（ボトル等）・詰め替え用の袋
○卵パック（プラ製）
○チューブ状の食品容器
○ネット（果物などを包む・プラ製）
○（白色）トレー（発泡スチロール製・プラ製）
○発泡スチロール（緩衝材・容器）
※長辺を60㎝以下にする
○歯磨き粉の容器
○ペットボトルのラベル・キャップ
○弁当の容器（持ち帰り用・プラ製）
○芳香剤の容器（プラ製）
○防虫剤のケース（プラ製）
○ポリ袋・レジ袋
○ラップ（販売用のラベルが貼ってあるもの）
※ラベルは剥がさなくてよい
○レトルト食品の袋

（注）汚れが付着しているものは汚れを落としてから出してください。（汚れが落ちない物は可燃ごみです）

◆プラ容器として出せないもの（代表的なもの）

※次のものは可燃ごみで出してください
○アイスの棒（プラ製）
○飲料用ストロー
○植木鉢（硬質プラ）
○カードケース（プラ製）
○家庭で保存用に購入・使用したラップ
○切手、フィルムネガを入れた袋（プラ製）
○クリアファイル
○クリーニングの袋
○計量カップ
○CD、カセットテープのケース
○シップの保護フィルム
○テープ・ひも・結束バンド（プラ製）
○手紙・ダイレクトメールを入れた封筒（プラ製）
○ドライバーセットのケース（プラ製）
○プラスチック製ハンガー
○プラスチック製品自体が商品のもの（スプーン、箸、おもちゃ、バケツ等）
○文具（定規、分度器等）
○ペットボトル（油または原材料に油を使用した調味料など）
○弁当の中仕切り（バラン）
○保冷剤
○輪ゴム
○わさび等の小袋（プラ製）

ゆ～らんど（野木町健康センター）お知らせ

住所　野木町南赤塚1514
電話　0280(57)0755
指定管理者　宮ビルサービス㈱
休館日　火曜日

★日本矯体療術師協会指導者“日向野トシ”先生による手技療法治療を実施します（毎週金曜日）
★馬場純子先生による‘やさしいヨガ教室’を開催しております。（毎週月曜日、10時30分～11時30分）
★1月のお風呂　温泉…（男女露天風呂）14日(土)・15日(日)・28日(土)・29日(日)《西那須野温泉大鷹の湯》
★ゆ～らんど winter イルミネーション
今年も冬空を彩るイルミネーションを開催しております。
【年末年始営業のおしらせ】
・12月27日（火）より1月1日まで休館日になります。
・新年2、3日は特別営業（10時～20時）、4日は振替休館日、5日以降通常営業になります。